

令和3年度

旭川市消防職員採用候補者資格試験(短大卒・高校卒)

## 試験案内

# 消 防

短大卒・高校卒程度

採用予定日：令和4年4月1日

受付期間：7月15日(木)～8月6日(金)

◎申込方法：郵送(8月6日(金)消印有効)

第1次試験：令和3年9月26日(日)

試験会場：旭川勤労者福祉会館

(第1次試験)

旭川市6条通4丁目

◎試験会場及びその周辺には駐車できませんので、自家用車では来場しないでください。

◎当該試験は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行ったうえで実施しますので、必ず別添の「採用試験における新型コロナウイルス感染症への対応について」を御確認ください。

◎今後における新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、試験会場や試験内容の変更、試験の中止・延期となる場合があります。

申込先・受験手続などの照会は

旭川市消防本部総務課職員担当

〒070-8525旭川市7条通10丁目

電話番号 0166-25-8270 (内線：5919)

令和3年(2021年)7月

旭川市消防本部

## 1 試験職種及び採用予定人員

試験職種	消防
採用予定人員	若干名

## 2 受験資格

区分	資格要件
短大卒採用試験	① 大学卒採用試験の資格要件に該当しない方で、学校教育法による短期大学等（高等専門学校を含む。）を卒業または令和4年3月までに卒業見込みの平成4年4月2日以降に生まれた方 ② 大学卒採用試験の資格要件に該当しない方で、大学等に2年以上在学して6.2単位以上修得した（令和4年3月までに修得見込みを含む。）平成4年4月2日以降に生まれた方
高校卒採用試験	大学卒採用試験または短大卒採用試験の資格要件に該当しない方で、学校教育法による高等学校等を卒業若しくは令和4年3月までに卒業見込みまたはこれと同等以上の学歴を有する平成6年4月2日以降に生まれた方
身体条件	① 視力（矯正視力を含む。）が両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上で、赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること。 ② 聴力が左右とも正常であること。 ③ 消防吏員として職務遂行に必要な体格、体力を有し健康であること。

※ 専門学校等の専修学校は、受験区分の最終学歴には該当しません。

※ 外国の短大・高校を卒業した方は、書類の提出が必要な場合がありますので、受験申込みをされる際には、旭川市消防本部総務課職員担当（0166-25-8270）にお問い合わせください。

※ 次の各号の一に該当する方は受験できません。

- 日本国籍を有しない方
- 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する方  
（地方公務員法第16条の主な内容）
  - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・ 旭川市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
  - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

## 3 試験方法及び内容

区分	科目	内容
第1次試験	書類審査	受験申込時に提出する受験申込書、エントリーシート等の審査 <b>※ 申込書類の提出から書類審査が始まっています。</b>
	適性検査 (SPI3能力)	「思考力/判断力」「新しい知識の吸収力」「コミュニケーション能力」「応用力」などの基礎となる能力に関する択一式検査
第2次試験 (第1次試験合格者のみ)	適性検査 (SPI3性格)	「行動的側面」「意欲的側面」「情緒的側面」「社会関係的側面」などの基礎となる性格に関する択一式検査
	筆記試験 (小論文)	テーマについての論述により、思考力、文章構成力及び表現力について評価する試験
	体力検査	業務遂行に必要な体力の検査
	個人面接試験	人物などについての個人面接試験
	健康診断	提出された健康診断書による職務遂行に必要な健康度の検査
第3次試験 (第2次試験合格者のみ)	個人面接試験	人物などについての個人面接試験

#### 4 試験の日程、試験会場及び合格発表

区 分	日 時	試 験 会 場	合格者の発表
第1次試験	令和3年9月26日(日) ※試験時間等は返送する受験票に明記します。	旭川勤労者福祉会館 (旭川市6条通4丁目) ※受付時間は個別に指定します。	第1次試験：10月上旬 試験の結果は、第1次試験及び第2次試験は合格者のみに、第3次試験は全員に通知し、市役所掲示場及び市ホームページに掲示します。 なお、電話による問合せにはお答えできません。
第2次試験	令和3年10月下旬(2日間)を予定しています。	第1次試験の合格者に通知します。	
第3次試験	令和3年11月中旬を予定しています。	第2次試験の合格者に通知します。	

※ 第3次試験の合格者には、採用候補者名簿に登載される「最終合格者」と、本区分の最終合格者に辞退があった場合に最終合格者に繰り上がる「補欠合格者」の2種類があります。

※ この試験に不合格になった方で、希望者には得点及び順位をお知らせします。

- 対象者：第1次、第2次及び第3次試験の不合格者(本人に限ります。)
- 内 容：不合格になった試験の得点及び順位
- 期 間：第1次、第2次及び第3次試験それぞれの合格発表の日から1か月間(休日を除きます。)
- 場 所：旭川市消防本部総務課職員担当(旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎2階)  
郵送を希望する場合は、返信用の封筒を同封してください。(返信用封筒には宛先を明記し、切手を貼ること(定形：84円、定形外：120円))  
宛先は、受験申込書に記入した現住所または連絡先に限ります。

#### 5 申込書類、申込先及び申込方法

申込書類	<p>① 受験申込書 ② 受験票 ③ エントリーシート</p> <p>※ ①②③のいずれも必ず本人が記入し、①②には上半身・無帽・正面向・3か月以内に撮影した写真(縦4cm×横3cm)を貼付すること。</p> <p>※ <u>申込書類の提出から書類審査が始まっています。誤字脱字、受験票への写真の付け忘れや提出書類(返信用封筒を含む。)の不備がないように確認してください。</u></p> <p>※ 提出書類により取得した個人情報、当該試験に係る業務を円滑に実施するために利用し、それ以外の目的に使用することはいたしません。</p>
申込先	旭川市消防本部総務課職員担当 (〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎2階)
申込方法	<p><u>申込書類一式を郵送により提出してください。なお、封筒の表に「受験申込書提出」と朱書きし、受験票返信用の封筒を必ず同封してください。</u></p> <p><u>(返信用封筒には宛先を明記し、切手を貼ること(定形：84円、定形外：120円))</u></p> <p>※ 受験票は、受付終了後に返送しますが、令和3年9月15日(水)までに受験票が到着しない場合は、申込先にお問い合わせください。</p>

#### 6 受付期間等

受付期間	令和3年7月15日(木)から8月6日(金)まで ※8月6日までの消印のあるもの限り受け付けます。 なお、8月5日以降に投函する場合には、必ず「速達」にしてください。
その他	第1次試験合格者には、卒業(見込み)証明書、成績証明書及び健康診断書を提出していただきます。

## 7 合格から採用まで

- ① この試験の最終合格者は、旭川市消防職員採用候補者名簿(有効期間1年間)に登載されます。ただし、採用候補者名簿に登載された方で、令和4年3月31日までに試験区分ごとの学歴を卒業できない方(区分が短大卒採用試験の場合は大学等に2年以上在学して62単位以上修得できない方、区分が高校卒採用試験の場合はこれと同等以上の学歴を修得できない方を含む。)は、この名簿から削除されます。
- ② 受験資格がないこと、受験申込書等に虚偽の記載がなされたことが判明した場合は、この名簿から削除されます。
- ③ 採用時期は、令和4年4月1日を予定しています。  
ただし、すでに学校等を卒業している方は、令和3年度中に採用される場合があります。
- ④ **第3次試験の補欠合格者の有効期限は、合格発表の日から令和4年3月31日までです。この期間内に最終合格者に繰り上がらなかった場合は、その資格を自動的に失うこととなります。**

## 8 職務内容

住民の生命、身体、財産を火災等の災害から守るために、主に次の業務を行います。

ただし、女性については、現行の法律などにより、従事できる業務に制限があります。

- ① 災害等の防除・鎮圧業務、救助業務、救急業務
- ② 火災の原因調査・損害調査事務
- ③ 建築物の建築確認同意事務及び使用開始検査事務、消防用設備の審査・検査事務
- ④ 建築物への立入検査・行政指導事務
- ⑤ 危険物施設等の許可・認可等事務
- ⑥ 住民の防火・防災意識の普及・高揚のための指導事務
- ⑦ 地域の防災に関する事務

※ 女性については、毒劇物等に係る特殊な災害活動業務への従事制限があります。

## 9 給与等

区分	初任給	諸手当
短大卒	177,000円	扶養手当, 住居手当, 通勤手当, 期末・勤勉手当等があります。
高校卒	160,100円	

※ 初任給は、採用前の経歴により加算されることがあります。

※ この初任給は、令和3年4月1日現在の給料月額であり、採用前に給与改定等があった場合には、その定めるところによります。

## 10 その他

- ① 採用されますと、北海道消防学校(江別市)に5か月間入校し、教育訓練を受けます。
- ② 旭川市消防本部は、上川町及び鷹栖町を管轄としていますので、旭川市内の南消防署及び北消防署のほか上川消防署及び鷹栖消防署での勤務があります。

### 【参考】

過去の旭川市消防職員採用候補者資格試験(短大卒・高校卒)実施結果

実施年度	区分	短期大学		高等学校	
		受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
令和2年度		1人	0人	84人	4人
令和元年度		0人	0人	94人	6人